

令和2年度 「地域・企業共生型ビジネス導入・創業
促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教
育事業」に係る企画競争募集要領

令和2年2月

中小企業庁

令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教育事業」に係る企画競争募集要領

中小企業庁では、令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教育事業」（以下「本事業」という。）を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

業務の概要、応募方法その他留意していただきたい事項は、この募集要領に記載されておりですので、応募者は熟読いただくようお願いいたします。

1. 事業の目的（概要）

地域において過疎化が進む一方で、地域・社会問題は多様化・複雑化しており地域内の関係主体だけで課題に対応していくことが困難になりつつあります。

このため、地域内外を問わず、事業の実施主体となる中小企業等が地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組み（「地域と企業の持続的共生」）を支援します。

具体的には、実際に地域・社会課題を解決した「起業」を経験した経営者を起業家教育の現場に講師派遣することなどにより、起業家教育の導入を推進し、起業への関心や起業家に必要とされるマインドの向上を図ることで、将来の創業者の育成や、社会的な創業機運醸成の取組みの活性化を図ります。

2. 事業内容

（1）起業家教育講師派遣事業

起業家教育の一環として、協力事業者等の講話・講演などを実施する高校・高等専門学校・大学等（以下、「高等教育機関等」という。）と調整し、講師謝金の支払い、アンケート調査の作成・集計等を実施するとともに、中小企業庁及び関係する都道府県並びに事業実施の高等教育機関等に報告する。

なお、当該事業において講師謝金の支払いの対象となる協力事業者等については、「（5）教育現場等における起業家教育の協力事業者（起業家・経営者等）登録・促進事業」で記載する中小企業庁のホームページの『経営支援サポート「起業家教育支援」』の「起業家教育の協力事業者（起業家）紹介（教育機関向け）」に掲載されている者とする。

具体的な事業内容は以下のとおり。

- ①高等教育機関等に対する「協力事業者等」の確認・謝金支払い手続きに関する説明資料、講師依頼に関し高等教育機関等が必要事項を記載する様式等を作成する。
※必要に応じて高等教育機関等が事業を円滑に進めるための重要項目等を整理し実施する高等教育機関等に周知を図るとともに、実施する高等教育機関等からの起業家・経営者等の講師依頼・派遣の手続き等に係る相談等の対応を行うこととする。
- ②当該事業で使用するアンケート（受講生・協力事業者・教育関係者など）の作成・配布をする。
- ③講話・講演等の実施後の協力事業者等への謝礼の支払いを行う。

④上記②のアンケート集計・取りまとめを行う。

⑤上記④の中小企業庁及び関係する都道府県並びに事業実施の高等教育機関等への報告を行う。

など

実施時期：令和2年5月～令和3年1月（予定）

実施校数：100校程度

その他：

○事業を実施する高等教育機関等は、中小企業庁と相談のうえ決定すること。

○上記業務内容①及び②に係る資料等の作成は、中小企業庁と相談のうえ作成するとともに、高等教育機関等や講話・講演等を行う協力事業者等に周知すること。

○高等教育機関等で最大2回までの協力事業者等による講話・講演等の謝金を対象とする。

○高等教育機関等が依頼・調整する協力事業者等については、原則として高等教育機関等の所在都道府県内に住所等を有することとする。

○協力事業者等に対する謝金は、原則として1回当たり1人1万円を上限とする（交通費等は支払いの対象としないこととする）。

○委託先が高等教育機関等の所在地や事業実施場所等に出向く必要はありません。

（2）起業家教育プログラム実施支援事業

起業家教育の一環として、令和元年度に中小企業庁が作成した※「起業家教育カリキュラム」を参考とし、起業家教育プログラムを実施する高等教育機関等についてサポート支援等を実施する。

※「起業家教育カリキュラム」（別添参考資料）については、20時間程度の内容としていますが、高等教育機関等の実施方針等によりカリキュラム内容の変更・見直しは可能です。

また、起業家教育プログラムの一環として行う当該協力事業者等の講話・講演などについて高等教育機関等と調整するとともに、講師謝金の支払い、アンケート調査の作成・集計等を実施し、中小企業庁及び関係する都道府県並びに事業実施の高等教育機関等に報告する。

なお、当該事業において講師謝金の支払いの対象となる協力事業者等については、「（5）教育現場等における起業家教育の協力事業者（起業家・経営者等）登録・促進事業」で記載する中小企業庁のホームページの『経営支援サポート「起業家教育支援」』の「起業家教育の協力事業者（起業家）紹介（教育機関向け）」に掲載されている者とする。

具体的な事業内容は以下のとおり。

①高等教育機関等が実施する「起業家教育プログラム」に対して、電話・メール・Web等を用いてのサポート支援等を行う（事業実施に関する相談を受付けることとする）。

②高等教育機関等に対する「協力事業者等」の確認・謝金支払い手続きに関する説明資料、講師依頼に関し高等教育機関等が必要事項等を記載する様式等を作成する。

※必要に応じて高等教育機関等が事業を円滑に進めるための重要項目等を整理し実施する高等教育機関等に周知を図るとともに、高等教育機関等からの事業実施や起業

家・経営者等の講師依頼・派遣の手続き等に係る相談等の対応を行うこととする。

③当該事業で使用するアンケート（受講生・協力事業者・教育関係者など）の作成

④講話・講演等の実施後の協力事業者等への謝金の支払いを行う。

⑤上記③のアンケート集計・取りまとめを行う。

⑥上記⑤の中小企業庁、都道府県・高等教育機関等への報告を行う。

など

実施時期：令和2年5月～令和2年12月（予定）

実施校数：10～12校を想定

その他：

○事業を実施する高等教育機関等は、中小企業庁と相談のうえ、決定すること。なお、本プログラムの基本的な考えとして、高等教育機関等の自走化を目的とし、高等教育機関等が主体性をもって進行を進められるようにサポートを行うこと。

○上記業務内容②及び③に係る資料等の作成は、中小企業庁と相談のうえ作成するとともに高等教育機関等や講話・講演等を行う協力事業者等に周知すること。

○一つの高等教育機関等へ協力事業者等を派遣する回数については、本プログラムの目的を加味した上で学校と調整すること。

○高等教育機関等が依頼・調整する協力事業者等については、原則として高等教育機関等の所在都道府県内に住所等を有することとする。

○協力事業者等に対する謝金は、原則として1回当たり1人1万円を上限とする（交通費等は支払いの対象としないこととする）。

○必ずしも委託先が高等教育機関等の所在地や事業実施場所に出向く必要はありません。

（3）ビジネスプランコンテストの実施事業

「地域創業のロールモデルとなる創業間もない創業者」及び「起業家教育を実施する高等教育機関等」から公募するビジネスプランによる「ビジネスプランコンテスト」を開催する。

開催時期：令和3年2月頃

開催場所：東京都内（予定）

開催部門：

1. 地域創造部門

全国の※「認定自治体が策定する創業支援等事業計画における認定連携創業支援等事業者」および地方で実施されるビジネスプランコンテストの実施主体より推薦を受けた者のビジネスプラン。

※「認定自治体が策定する創業支援等事業計画における認定連携創業支援等事業者」については以下中小企業庁ホームページを参照のこと。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>

2. 高校生部門

全国の起業家教育実施高等学校等から応募されるグループ単位でのビジネスプラン。

選考スキーム、コンテスト開催内容、日時、場所等については、中小企業庁と相談のうえ決定すること。審査に残ったファイナリストはビジネスプランコンテスト当日に都内会場でプレゼンテーション審査を実施し、優秀者の表彰を行う。また、イベント当日の来場者についてアンケート調査を実施すること。

具体的な事業内容は以下のとおり。

- ①関係機関への周知
- ②ビジネスプランの募集・審査
- ③イベント当日の運営・表彰
- ④イベント当日の来場者へのアンケート作成
- ⑤上記④のアンケート集計・取りまとめ
- ⑥上記⑤の中小企業庁への報告

また、以下の点については中小企業庁と協議のうえ決定すること。

- ・ビジネスプランコンテストの名称
- ・ビジネスプランの募集要項
- ・表彰の具体的内容
- ・審査員の選定
- ・その他中小企業庁が必要と判断する事項

なお、ビジネスプランコンテスト当日に招聘する一般部門のファイナリストの旅費については委託先が負担することとする。また、高校生部門のファイナリストについては1グループあたり3～4名の旅費を想定するものとするが、状況に応じて中小企業庁と相談の上決定すること。

(4) 起業家教育に関する本事業の情報発信等事業

- ①上記の(1)～(3)及び(5)の事業は、事業の認知度向上・必要性を周知するために、マスメディア、ソーシャルメディア等を活用した広報活動・情報発信を行うものとする。
- ②事業広報のためのwebページを作成するとともに、他の広報媒体との連携を図ること。
- ③複数地域で教育関係者・産業界・行政等を招聘したセミナー等の開催を行うこととする。なお、当該事業については、開催地域の経済産業局と連携し、事業実施するものとする。

広報活動全体を通して、起業家教育事業の認知度向上のための広報を実施すること。創業イベントの広報効果を最大限高める観点から、認定自治体および認定連携創業支援等事業者、各ビジネスプランコンテスト実施主体ならびに高等教育機関等に対して当該イベントの周知を実施すること。

- (5) 教育現場等における起業家教育の協力事業者（起業家・経営者等）登録・促進事業
- ① 起業家教育を促進するために、起業家教育の協力事業者を募ること。
 - ② 起業家教育を実施するにあたり教育関係者や、起業家・経営者等（以下、「協力事業者等」という。）が事業実施する際に参考となるコンテンツについて、提案すること。なお、上記①と②の事業内容については、中小企業庁と調整すること。

※中小企業庁のホームページの『経営支援サポート「起業家教育支援」』の「起業家教育の協力事業者（起業家）紹介（教育機関向け）」については以下中小企業庁ホームページを参照のこと。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyouiku/list.html>

3. 事業実施期間

契約締結日～令和3年3月31日（水）

4. 報告書の作成

委託先は、上記「2. 事業内容」の事業について実施概要及びアンケート結果の取りまとめを行い、事業報告書を作成すること。その際、本事業で支援を受けた高等教育機関等の起業家教育への取組みについて、変化とその要因等の調査を行い、その結果についても記載すること。

5. 事業全体の進捗管理及び事業効果の測定

- ・ 本事業の遂行に必要な執行体制を構築すること。
- ・ 上記「2. 事業内容」の実施状況について進捗管理を適切に行うこと。
- ・ 上記「2. 事業内容①、②」で実施するアンケート調査等において起業への関心度合の変遷を把握し、「3. 報告書の作成」における事業報告書に取りまとめて中小企業庁に報告すること。
- ・ その際、個人情報等について適切な保護措置を講ずること。

6. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とする。

複数の事業者による申請も認められますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出してください（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

また、複数の事業者の役割を明確にするようにお願いします。

なお、複数の事業者による共同申請は必須ではなく、単独の申請でも差し支えありません。

- (1) 日本に拠点を有していること。
- (2) 本事業に関する委託契約を直接締結できる法人であること。
- (3) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十

分な管理能力を有していること。

- (5) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (6) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

7. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：40,000千円を上限とします。
なお、最終的な実施内容、契約金額については、中小企業庁と調整し決定する。
- (4) 成果物の納入：
「4. 報告書の作成」において作成する事業報告書の電子媒体1部を中小企業庁創業・新事業促進課に納入すること。
- (5) 委託金の支払時期：
委託金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法：
事業終了後、事業者から提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。
また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (7) 事業期間中の現地調査：
本事業の終了後に行う現地調査とは別に、事業の進捗や経理の状況確認を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。その際は、本事業に関する企業・団体等に対しても確認する場合がありますので、当該企業・団体等はその旨の事前了解を得てください。
- (8) 中小企業庁への状況報告等
事業の進捗状況については、月に1回以上、中小企業庁へ状況報告を行うものとする。
その他、事業の進捗及び成果の把握・分析に必要な情報を、中小企業庁の求めに応じて調査し、報告すること。

8. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和2年3月4日（水）

締切日：令和2年3月25日（水）17時必着

(2) 公募説明会

公募説明会は開催いたしません。ご質問等がございましたら「12. 問い合わせ先」までにご連絡ください。

連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教育事業」とし、本文に「所属組織名」「出席者の氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「FAX番号」「E-mail アドレス」を明記してください。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教育事業」申請書」と記載してください。

(イ) 申請書（様式1）＜正本1部・副本3部をご提出ください。＞

(ロ) 企画提案書（様式2）＜正本1部・副本3部をご提出ください。＞

(ハ) 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

＜正本1部・副本1部をご提出ください。＞

(ニ) 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

＜正本1部・副本1部をご提出ください。＞

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。

選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便または持参により以下に提出してください。

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課

「令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解

決支援)の起業家教育事業」担当宛て

※ F A Xによる提出は受け付ません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

9. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「6. 応募資格」の要件を満たしているか。
- ② 提案内容が「1. 事業の目的(概要)」に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

10. 契約について

採択された申請者について、中小企業庁と提案者との間で委託契約を締結することになります。採択決定後から委託契約締結までの間に、中小企業庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、

変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

委託先と再委託先が締結する契約については、中小企業庁との委託契約に準拠して契約を行っていただくこととなります。また、再委託費事業に要する経費処理については、証拠資料について、検査等を通じて厳密な管理（委託事業事務処理マニュアルに準じて実施すること）を行っていただくこととなります。

事業期間中は、継続的に中小企業庁に事業の進捗状況を報告し、方針について相談しながら事業を進めていただきます。

委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。

委託事業終了後、会計検査院が実施調査に入ることがあります。

1 1. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費については、適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費（請

	負契約)
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託費	発注者（中小企業庁）との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ①建物等施設に関する経費
- ②事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④その他事業に関係ない経費

12. 問い合わせ先

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
 経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課
 担当：佐藤・合澤
 TEL：03-3501-1767
 E-mail：chuki-sougyo@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和2年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業（地域・社会課題の解決支援）の起業家教育事業」としてください。

他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。